



第5期

## 士幌町男女共同参画基本計画

令和8年度～令和12年度

(素案)

令和8年3月

士幌町

## はじめに

人口減少が進む中、将来にわたり持続可能な社会を実現していくためには、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成を強力に推進していく必要があります。士幌町が、地方創生を実現し、活力を維持していくため、次代を担う若者や女性にも選ばれる魅力ある地域づくりを進めていくことが重要と考えています。

士幌町では、平成17年に「士幌町男女共同参画推進条例」を施行し、翌年には、第1期男女共同参画基本計画を策定しました。以来、5年毎に基本計画を見直しながら、雇用、子育て、健康、介護など各ライフステージにおいて、女性も男性も全ての人が自分らしく生きていくための目標と施策を定め、男女共同参画社会づくりに取り組んできました。

町民の皆さんをはじめ、家庭、学校、職場、地域等それぞれの分野でご理解とご協力をいただき推進してきましたが、令和7年度で計画期間が終了するにあたり、この間における社会環境の様々な変化への対応や、町民の皆さんにご協力をいただきましたアンケート調査のご意見等を反映させるべく、一部を改定し第5期の基本計画を策定しました。

本計画では、第4期基本計画の取り組みを引き続き進めるとともに、「安心して子育てができる環境整備」として、新しい認定こども園の開設に係る士幌町としての取り組みを追加しました。これらの取り組みの結果、町民の皆様にとって男女共同参画社会づくりの一助となるよう、事業の推進を図って参ります。

計画策定にあたりご協力をいただきました、「士幌町男女共同参画審議会」の委員の皆様、並びにアンケート調査にご協力をいただきました町民の皆様に心よりお礼申し上げます。

令和8年3月

士幌町長 高木康弘

# 目 次

## 《基本方針編》

1 男女共同参画とは	4
2 基本計画の概要	5
○ 計画の目的	
○ 計画の位置付けと関連計画	
○ 計画の期間	
3 男女共同参画に向けた基本理念	7
4 男女共同参画を進めるために	8
○ 連携に向けた責任と役割	
・ 行政は	
・ 町民の皆さんは	
・ 事業者等の皆さんは	
・ 教育関係者の皆さんは	
○ 施策の実施状況公表と調査研究	
5 基本計画の体系図	9

## 《行動計画編》

6 基本目標、重点課題と施策の方向	
基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重	11
基本目標Ⅱ 男女が共同に社会参画するための環境づくり	12
基本目標Ⅲ 男女が共に安心して暮らせる環境づくり	15
基本目標Ⅳ 生涯にわたる健康な生活への支援	17
基本目標Ⅴ 男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実	19
基本目標Ⅵ 国際社会における交流・協力の推進	21
基本目標Ⅶ 推進体制の確立	22

## 《資料編》

1 士幌町男女共同参画推進条例	24
2 男女共同参画に関する動き	29
3 男女共同参画に関する住民アンケート結果	40

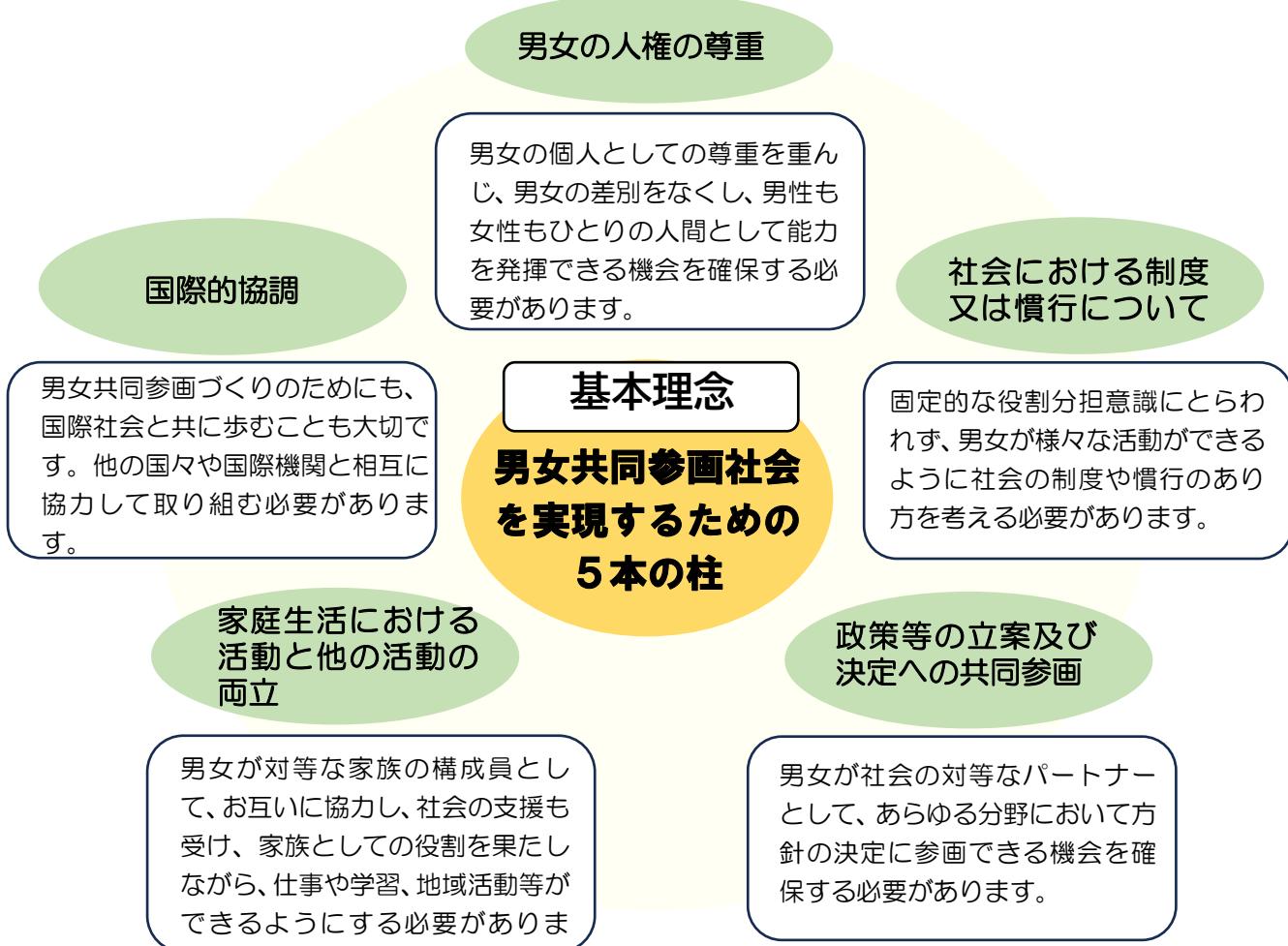
# 基本方針編

# 1 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」です。

(男女共同参画社会基本法第2条)

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱(基本理念)を掲げています。また、行政と国民がそれぞれ果たすべき役割(責務、基本的施策)を定めています。



## 国・地方公共団体及び国民の役割

### 国の責務

- ・基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定
- ・積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施

### 地方公共団体の責務

- ・基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む
- ・地域の特性を生かした施策の展開

### 国民の責務

- ・男女共同参画社会づくりに協力が期待されている

## 2 基本計画の概要

### — 計画の目的 —

士幌町では、平成18年4月に「第1期士幌町男女共同参画基本計画」を策定し、以後5年毎に基本計画を見直しながら、町民の皆さんとともに一体となって男女共同参画社会づくりに取り組んできました。

第4期基本計画策定から5年が経過し、住民意識の変化を把握するために実施した住民アンケート調査の結果を見ますと、「男だから、女だから」といった性別概念は少しずつ薄れ、男女共同参画の意識が浸透しつつあることが伺えました。

しかし、少子高齢化の進展、新型コロナウイルスの発生に伴うワークスタイルの変化やコロナ禍から平時へ移行し経済活動が活発化する中での人手不足など、町民を取り巻く環境も変化する中で、今後、男女共同参画社会づくりを推進する上での課題として、「子育て支援の強化」や「高齢者施設、介護サービスの充実」さらには「企業や経営者に対する男女平等の啓発」といった声が、前回と変わらず多く寄せられました。また、「現在女性が働きやすい環境であるか」という質問に対し、男性はある程度は働きやすいと回答した割合が増加したのに対し、女性はその割合が低下するなど、男女で認識に違いがある分野があります。

これらの状況を踏まえて、現行の基本計画を見直すべく庁内推進委員会の中で検討を行い、男女共同参画審議会に意見を聴き、新たに「第5期士幌町男女共同参画基本計画」を策定しました。

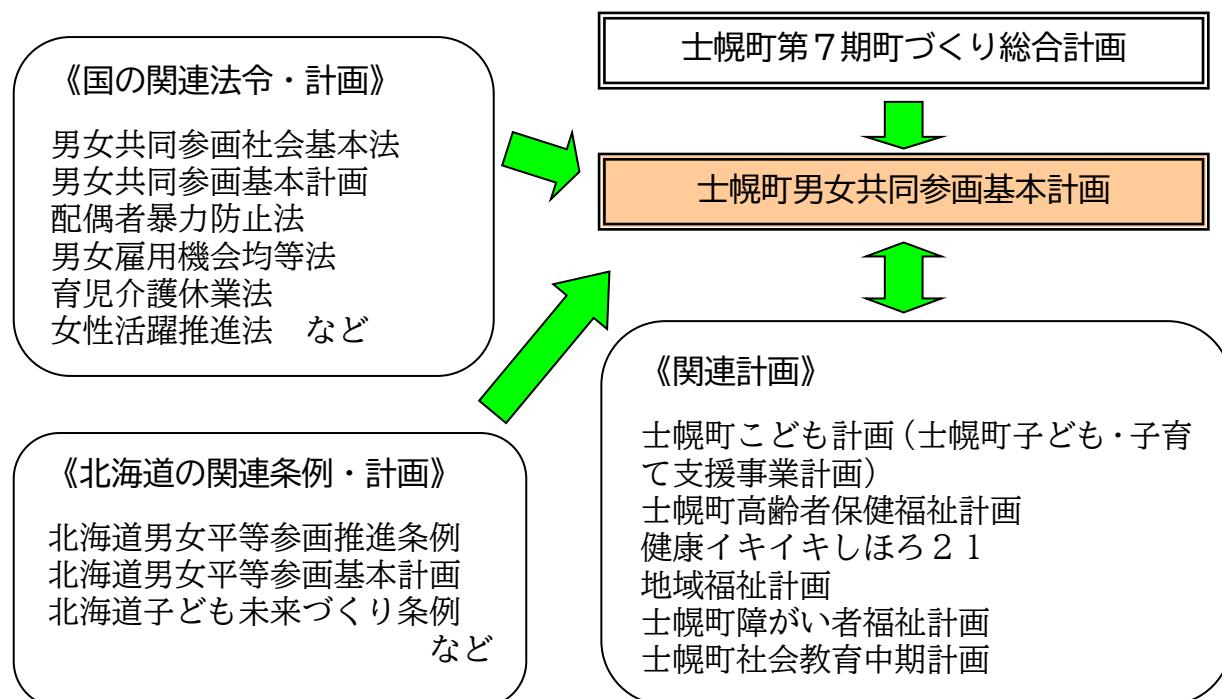
本計画では、男女共同参画の基本的な考え方を示すとともに、効果的な推進が図られるよう基本目標ごとにそれぞれの取り組みを明らかにしています。男女共同参画社会を進めていく上では、行政はもとより町民の皆さんとともに一人ひとりが意識を持って取り組む必要があります。

## — 計画の位置付けと関連計画 —

本計画は、町民と行政が一体となり、本町における男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを着実に推進していくための行動指針として、また、男女共同参画社会基本法第14条第3項における市町村男女共同参画計画としての性格を有します。

本計画は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項における推進計画と位置付けます。

本計画は「士幌町第7期町づくり総合計画」を上位計画とし、男女共同参画地域社会の実現を目指すための個別計画として位置付けられるものであり、その他関連計画との連携を図りながら推進します。



## — 計画の期間 —

本計画の期間は、令和8度から令和12年度までの5年間とします。ただし、計画の期間中であっても国若しくは道の計画又は社会情勢の変化に応じ適宜見直すことにします。

### 3 男女共同参画に向けた基本理念

誰もが生き生き安心して暮らせる豊かで活力に満ちた生活を送ることのできる地域社会を目指します。そのためには性別や世代を超えて、家庭、学校、職場、地域において互いの人権を尊重し、喜びと責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる環境づくりを目標に、次の士幌町男女共同参画推進条例の7つの基本理念の基、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めていきます。

#### 基 本 理 念

##### I 男女の人権の尊重

男女の個人としての人権が尊重され、性別によって差別されることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されることを目指します。

##### II 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、男女がさまざまな活動ができるよう配慮されることを目指します。

##### III 施策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において共同に参画する機会が確保されることを目指します。

##### IV 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女がお互いに協力し、家庭生活における活動と、職場や地域における他の活動を両立できる社会を目指します。

##### V 生涯にわたる健康な生活への配慮

男女が互いの性を理解し、共に生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されることを目指します。

##### VI 教育及び学習における男女共同参画への配慮

あらゆる分野における教育及び学習の場で、男女共同参画の重要性が認識されるよう配慮されることを目指します。

##### VII 国際社会における取り組みへの配慮

国際的な取り組みに協力、配慮して男女共同参画を推進することを目指します。

《士幌町男女共同参画推進条例第3条～第9条》

## 4 男女共同参画を進めるために

### — 連携に向けた責任と役割 —

#### ◎ 行政は・・・

- ・町は、男女共同参画の推進を町の主要な施策と位置付けます。
- ・男女共同参画実現に向けて、町民、事業者等、教育関係者、国及び他の地方公共団体との連携のもとに取り組みます。
- ・本計画に掲げる施策の着実な推進を図るために、必要な措置を積極的に講じていきます。
- ・女性活躍推進法で定める「特定事業主行動計画」<sup>\*</sup>を策定し、女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析に努めます。

#### ◎ 町民の皆さんは・・・

- ・男女共同参画社会についての理解を深めます。
- ・家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会実現に向け自ら積極的に取り組むよう努めます。
- ・本計画及び町が行う男女共同参画に関する施策の推進に協力します。

#### ◎ 事業者等の皆さんは・・・

- ・事業活動等において、男女共同参画社会についての理解を深めます。
- ・男女の対等な参画機会の確保、職場と家庭生活を両立できる就労環境（ワーク・ライフ・バランス）の整備に努めます。
- ・本計画及び町が行う男女共同参画に関する施策の推進に協力します。
- ・女性活躍推進法で定める「一般事業主行動計画」<sup>\*</sup>を策定し、女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析に努めます。

#### ◎ 教育関係者の皆さんは・・・

- ・教育の場において、男女共同参画社会についての理解を深めます。
- ・本計画及び町が行う男女共同参画に関する施策の推進に協力します。

《士幌町男女共同参画推進条例第10条～第13条》

### — 施策の実施状況公表と調査研究 —

- ・計画の推進について実効性を高めるため、実施状況についてその概要を公表します。
- ・男女共同参画を効果的に進めるため、情報収集、調査及び研究を行います。

《士幌町男女共同参画推進条例第22条～第23条》

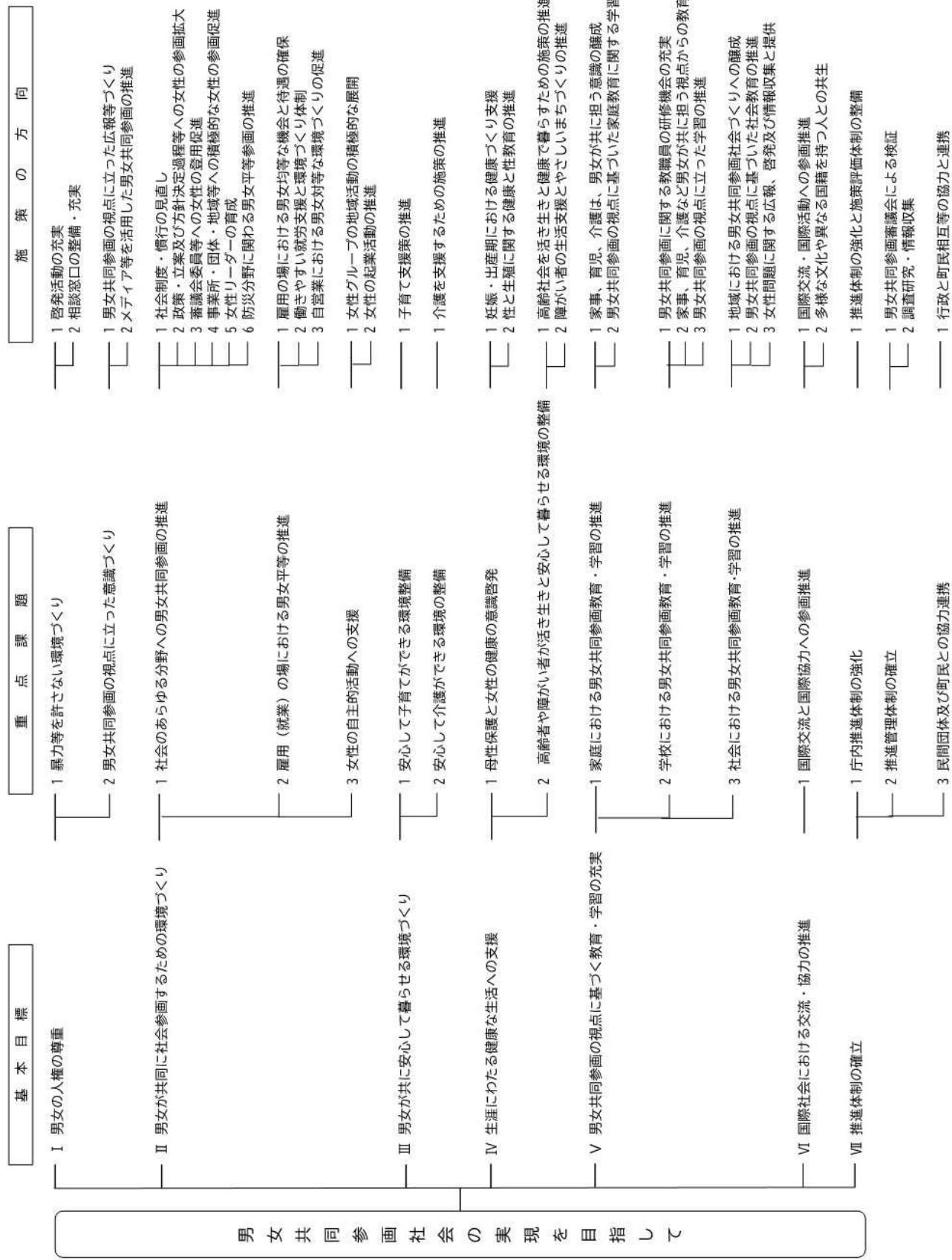
---

※ 「特定事業主行動計画」・「一般事業主行動計画」

女性活躍推進法に基づき、国・地方公共団体（特定事業主）及びそれ以外の事業主（一般事業主）は、政府が別途定める事業主行動計画策定指針に即して、それぞれ「特定事業主行動計画」又は「一般事業主行動計画」を策定し、公表することが義務付けられています（一般事業主のうち、常時雇用する労働者が300人以下（令和4年4月1日以降は100人以下）の場合は努力義務）。その策定に当たっては、女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合等について分析した上で、その結果を勘案して、数値目標を盛り込む必要があります。また、各事業主は、女性の求職者の職業選択に資する情報についても定期的に公表することが義務付けられています。

## 5 基本計画の体系図

町では基本理念に基づき、次の7つの目標を掲げる基本計画を策定し、男女共同参画のまちづくりを進めます。



# 行動計画編

## 6 基本目標、重点課題と施策の方向

### 基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重

男女共同参画社会の実現には、男女の人権が尊重され、尊厳をもって個人が生きることのできる社会が確保されることが必要となってきます。

しかし、住民アンケートの結果から、固定的な役割分担意識（「男だから、女だから」「男は仕事、女は家庭」）については、平成23年度以降「同感できない」といった回答が徐々に増え続けている一方で、現実的な家庭生活においては、「炊事、洗濯、掃除」「子育て」は主に妻が中心、「町内会活動」は夫が中心となっている状況が伺えます。また、女性に限らず男性に対しても、ドメスティック・バイオレンスや、ストーカー行為等の暴力は、個人の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、安全で安心な暮らしを妨げる大きな要因となっています。

これらのことから、暴力を無くし、一人ひとりの意識を高め、社会全体における認識を深めるため、全ての町民に向けた幅広い啓発活動と相談体制の充実を図っていきます。

#### 重点課題1：暴力等を許さない環境づくり

施策の方向・事業内容	担当課
1 啓発活動の充実 (1) パンフレットや広報等を活用した啓発・情報提供	総務課・保健福祉課
2 相談窓口の整備・充実 (1) 相談支援体制の充実	保健福祉課

#### 重点課題2：男女共同参画の視点に立った意識づくり

施策の方向・事業内容	担当課
1 男女共同参画の視点に立った広報等づくり (1) 男女共同参画の視点に立った行政刊行物の作成	総務課
2 メディア等を活用した男女共同参画の推進 (1) インターネット、図書等を活用した男女共同の意識づくり (2) 講演会等の実施	全庁 総務課

## 基本目標Ⅱ 男女が共同に社会参画するための環境づくり

あらゆる分野における女性の活躍は、価値観の多様化が進む中で様々な視点が確保されることにより、全ての人が生きがいを感じられる、多様性が尊重される社会を実現するとともに、持続的な発展を確保する上でも不可欠な要素となっています。しかし、第4期基本計画の目標として掲げた「審議会委員等への女性の登用促進（目標30%）」を達成することはできており（平成27年 21.7%、令和2年 23.6%、令和7年 22.4%）、住民アンケートの中でも、男女共同で参加する社会の実現のためには「家事や育児、介護などの分担」と回答する人が多く存在します。また、防災の分野においては、女性や子ども、脆弱な状況にある人々が多くの影響を受けることが指摘されていることから、女性と男性の受ける影響の違いなどに十分に配慮された男女平等の視点からの災害対応が求められています。

こうした不均衡を解消し、女性が男性とともにあらゆる分野における政策や方針決定の場に参画できる環境づくりや条件を整備し、男女双方の視点での意見を積極的に反映することは、社会の多様な問題を解決することにもつながります。

一方、雇用の場における男女共同参画の推進は、高齢化や人手不足などの課題の同時解決も寄与することが期待されることから、女性が働きやすい環境を整えることが必要となってきます。雇用機会均等法、育児・介護休業制度等の整備により働く環境の改善が図られてきていますが、女性を取り巻く環境はまだまだ厳しい現状にあります。土幌町役場においても、男性の育児休業の取得の推進を図り、女性が活躍できる地域の基盤づくりの普及に努めています。

事業主や労働者に対して、関連法の制度や周知徹底を図るとともに、女性のライフスタイルに応じた適切な職業能力の開発と女性の積極的な活用及び起業活動に向けた、支援体制づくりを進めていきます。

また、農業や商工自営業に従事する女性は、生産や経営において重要な役割を担っていることから、その働きが十分に評価されるよう、男女対等な環境づくりの促進を図っていくことが必要です。

### 重点課題1：社会のあらゆる分野への男女共同参画の推進

施策の方向・事業内容	担当課
1 社会制度・慣行の見直し (1) 男女の固定的な役割の見直しの啓発	総務課
2 政策・立案及び方針決定過程等への女性参画拡大 (1) 情報の提供及び参画しやすい場の拡大	総務課

3 審議会委員等への女性の登用促進 (1) 積極的改善措置（ポジティブアクション）に向けた登用率の目標値設定と取り組み（当面30%）	全庁
4 事業所・団体・地域等への積極的な女性の参画促進 (1) 事業所・事業主を対象にした啓発（商工会との連携）	産業振興課
5 女性リーダーの育成 (1) 女性を対象にした研修会への参加促進 (2) 女性を対象にした講座・教室の開催	教育委員会 教育委員会
6 防災分野に関わる男女共同参画の推進 (1) 防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画促進 (2) 防災の現場への女性の参画促進 (3) 地域防災活動への女性の参画推進	総務課 総務課 総務課

## 重点課題2：雇用（就業）の場における男女平等の推進

施策の方向・事業内容	担当課
1 雇用の場における男女均等な機会と待遇の確保 (1) 男女雇用機会均等法・労働関係法の関係機関との連携による制度周知 (2) 女性活躍推進法における、事業主行動計画の策定と制度推進	産業振興課 総務課
2 働きやすい就労支援と環境づくり体制 (1) 働きやすい環境づくり (2) 育児・介護休業制度の啓発と男性の取得の推進 (3) 仕事と家庭の両立のため関係機関との連携による制度周知 (4) 女性の職業生活に関する相談体制の充実 (5) 女性の職業能力育成に対する支援	幼稚教育課 産業振興課・総務課 産業振興課 産業振興課 産業振興課
3 自営業における男女対等な環境づくりの促進 (1) 就業条件改善のための支援 (2) 家族経営協定等の啓蒙による労働環境の整備と経営への参画促進 (3) 女性の認定農業者への誘導	産業振興課 農業委員会 産業振興課

### 重点課題3：女性の自主的活動への支援

施策の方向・事業内容	担当課
1 女性グループの地域活動の積極的な展開 (1) 活動に対する支援 (2) 女性を対象にした講座・教室の開催	教育委員会・産業振興課 教育委員会
2 女性の起業活動の推進 (1) 女性起業家の育成・支援	
	産業振興課

### 基本目標Ⅲ 男女が共に安心して暮らせる環境づくり

家庭生活においては、「炊事、洗濯、掃除」「子育て」「介護」は、主に女性が担っているのが現状です。特に女性にとって、職業生活は、出産や育児、介護などを理由として中断せざるを得ない場合が多くあります。

全国的に共働きの世帯数は専業主婦の世帯数の3倍以上になっており、住民アンケートからも、共働きの家庭が増加している中で、「女性は職業をもたない方が良い」という回答は少数であり、出産・育児・介護といったライフイベントに応じた多様で柔軟な働き方がより一層求められていることが示唆されます。

「基本目標Ⅱの重点課題1：社会のあらゆる分野への男女共同参画の推進」を実現するためには、ライフイベントに際し、女性も男性も全ての人が希望に応じて多様な働き方を実現できるよう、子育て支援・介護の支援といった既存の取り組みを推進していくことが重要です。また、これまでの取り組みに加え、「新認定こども園の開設」と「こども誰でも通園制度の創設」により、男女がともに充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会の充実を図っていきます。

#### 重点課題1：安心して子育てができる環境整備

施策の方向・事業内容	担当課
1 子育て支援策の推進	
(1) こども家庭センター～よすが～事業	保健福祉課
(2) 乳幼児健診での育児不安・相談機会の提供	保健福祉課
(3) 小児医療提供体制の確保	国保病院
(4) 子ども医療費の支給	町民課
(5) 児童虐待の相談支援体制の整備	保健福祉課
(6) 保育時間の延長	幼児教育課
(7) 障がい児保育事業	幼児教育課
(8) 一時保育事業	幼児教育課
(9) 病児保育事業の推進	幼児教育課
(10) ファミリーサポート事業	幼児教育課
(11) 地域子育て支援センター事業	幼児教育課
(12) 乳幼児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）	幼児教育課
(13) 放課後児童健全育成事業	教育委員会

(14) 学習・スポーツの場所の提供（総研の利用促進）	教育委員会
(15) 家庭教育相談事業	幼児教育課
(16) 保育所（園）地域活動事業	幼児教育課
(17) ひとり親医療費助成事業	保健福祉課
(18) 乳児健診・予防接種等の日時、場所、実施方法の弾力化	保健福祉課
(19) 外出支援サービス	保健福祉課
(20) 士幌町子育て短期支援事業	保健福祉課

## 重点課題2：安心して介護ができる環境の整備

施策の方向・事業内容	担当課
1 介護を支援するための施策の推進	
(1) 介護予防・生活支援サービス事業	保健福祉課
(2) 総合相談支援業務	保健福祉課
(3) 権利擁護業務	保健福祉課
(4) 認知症初期集中支援推進事業	保健福祉課
(5) 認知症地域支援・ケア向上事業	保健福祉課
(6) 在宅介護用品の支給	保健福祉課
(7) 住宅改修相談支援事業	保健福祉課
(8) 徘徊高齢者等SOSネットワーク事業	保健福祉課

#### 基本目標IV 生涯にわたる健康な生活への支援

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人件が尊重され、尊厳を持って生きることができることは、男女共同参画社会の形成に当たっての大前提です。心身及びその健康について、正確な知識・情報を入手することは、健康を享受できるようしていくために必要です。

特に女性の心身の状態は、妊娠や出産において男性とは異なる健康上の問題に直面します。母性の重要性や健康保持について、性別に関係なく認識することが求められるとともに、出産後の母子に対しての心身のケアや育児のサポート等の寄り添った支援を行うことが重要です。

一方、高齢化が進展する中、高齢者が抱える生活上の困難等の的確な把握に努めつつ、社会から孤立することなく、住み慣れた地域の中で希望を持って自分らしく暮らし続けられる社会の実現が求められています。高齢者が他の世代と共に社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、高齢者の多様な学習機会の提供と社会参加の取組みを推進していきます。

また、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共成する社会の実現に向けた取組みが必要です。障がいの種別ごとの特性、状態により様々な支援が必要であることに留意しつつ、新こども発達相談センターの設立により、一層の支援体制の充実を図っていきます。

#### 重点課題1：母性保護と女性の健康の意識啓発

施策の方向・事業内容	担当課
1 妊娠・出産期における健康づくり支援 (1) 妊婦健康診査費助成事業 (2) パパママ教室 (3) 妊産婦・乳児訪問 (4) 産前産後ケア事業	保健福祉課 保健福祉課 保健福祉課 保健福祉課
2 性と生殖に関する健康と性教育の推進 (1) 性に関する指導の取り組み	教育委員会

重点課題2：高齢者や障がい者が生き生きと安心して暮らせる環境の整備

施策の方向・事業内容	担当課
1 高齢社会を生き生きと健康で暮らすための施策の推進 (1) 老人クラブ、柏樹学級等を通じた生涯学習 (2) 高齢者と児童・生徒の交流事業の開催 (3) 検診後の健康教育の推進 (4) 高齢者虐待の相談支援体制の充実 (5) 地域住民グループ支援事業	教育委員会 教育委員会 保健福祉課 保健福祉課 保健福祉課
2 障がい者の生活支援とやさしいまちづくりの推進 (1) 心身障がい者の相談体制の充実 (2) 障がい児保育事業（再掲） (3) こども発達相談センターへの専門指導員の配置 (4) 士幌町における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の作成と推進	保健福祉課 幼児教育課 教育委員会 総務課

## 基本目標V 男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実

町民アンケートにおいて、女性が働く上で妨げになる原因について「家事や育児、介護についての女性の負担が大きい」という意見が最も多い回答となっています。「男だから、女だから」という考え方には「(どちらかといえば) 同感できない」という人が半数の割合を占める一方で、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みが払拭されるに至ってはいません。

このような意識は、往々にして幼少の頃から長年にわたり形成されてきており、女性と男性のいずれにも存在し、家事・育児・介護負担の女性への偏りや男性の過重労働など、様々なライフスタイルに影響を与えます。

男女共同参画の推進に係る他の取組みの基盤として、また、様々な取組みの実効性を高めていく観点から、子どもをはじめ様々な世代で固定的な性別役割分担意識等を植え付けず、また、押しつけない取組み、そして、男女双方の意識を変えていく取組みが極めて重要であり、教育関係者に対しては、研修の機会を設け、意識高揚に努めていきます。

### 重点課題1：家庭における男女共同参画教育・学習の推進

施策の方向・事業内容	担当課
1 家事、育児、介護は、男女が共に担う意識の醸成 (1) 青年男女の子育ての大切さ、楽しさを実感できる事業の検討 (2) 男性の家事、育児、介護への参加促進	教育委員会 保健福祉課・幼児教育課
2 男女共同参画の視点に基づいた家庭教育に関する学習機会の提供 (1) 家庭教育に関する懇談会の実施 (2) 生涯学習出前講座を活用した事業や、関係団体と連携した事業を展開	幼児教育課・教育委員会 教育委員会・地域戦略課

### 重点課題2：学校における男女共同参画教育・学習の推進

施策の方向・事業内容	担当課
1 男女共同参画に関する教職員の研修機会の充実 (1) 教職員研修の実施	教育委員会

2 家事、育児、介護など男女が共に担う視点からの教育の推進 (1) 小学生の家事、育児、介護の体験学習 (2) 中、高校生の家事、育児、介護の体験学習	教育委員会 教育委員会・高校
3 男女共同参画の視点に立った学習の推進 (1) 家庭科、技術科、保健体育授業の男女共修	教育委員会・高校

### 重点課題3：社会における男女共同参画教育・学習の推進

施策の方向・事業内容	担当課
1 地域における男女共同参画社会づくりへの機運醸成 (1) 子育て意見交換会 (2) 井戸端会議開催	幼児教育課 幼児教育課
2 男女共同参画の視点に基づいた社会教育の推進 (1) 男女がともに参加できる社会教育事業の検討	教育委員会
3 女性問題に関する広報、啓発及び情報収集と提供	総務課・保健福祉課

## 基本目標VI 国際社会における交流・協力の推進

男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならないとされています。国際社会における普遍的価値としての人権の尊重とジェンダー平等の実現及びジェンダー主流化は、分野横断的な価値として、SDGsの全ての目標の実現に不可欠なものと位置づけられています。

各国の女性が置かれている状況や女性問題の取り組みの実態などを把握し、国際社会の一員としての認識を深めることが必要です。

### 重点課題1：国際交流と国際協力への参画推進

施策の方向・事業内容	担当課
1 国際交流・国際活動への参画推進 (1) 女性を対象にした文化交流教室等の開設 (2) 在外体験者による英語教育の実施	教育委員会 教育委員会
2 多様な文化や異なる国籍を持つ人との共生 (1) 国際理解教育 (2) 外国語指導助手（ALT）等による授業の実施	教育委員会・高校 教育委員会・高校

## 基本目標VII 推進体制の確立

各施策を効果的に推進していくためには、庁内において各部署の役割を明確にし、かつ、情報共有を図る行政運営の体制整備が必要です。

また、管理体制の確立や、住民の声を反映した施策推進のための調査研究を実施する体制も必要です。

さらに、各地域の住民と行政が連携して施策を推進できる体制の確立も重要です。

### 重点課題1：庁内推進体制の強化

施策の方向・事業内容	担当課
1 推進体制の強化と施策評価体制の整備	
(1) 定期的な情報の共有	総務課
(2) 女性の職業生活における活躍推進に向けた意見交換	総務課

### 重点課題2：推進管理体制の確立

施策の方向・事業内容	担当課
1 男女共同参画審議会による検証	
(1) 各種審議会の登用率検証	総務課
2 調査研究、情報収集	
(1) 町民の男女共同参画意識調査・研究	総務課

### 重点課題3：民間団体及び町民との協力連携

施策の方向・事業内容	担当課
1 行政と町民相互等の協力と連携	
(1) 各地区担当者を通じた協力体制の確立	総務課